

横浜市金沢区薬剤師会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は横浜市金沢区薬剤師会（以下「本会」）という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は事務所を横浜市金沢区金沢町 48 番地 金沢区三師会館内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は会員相互の連携・親和を旨とし、医療法に則った医療人としての責務を果たすべく互いに研鑽し、もって地域住民の保健福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①関係官公庁の伝達事項及び関係薬業団体の必要事項の伝達と協議
- ②生涯教育講座の開催（会員の専門知識の普及、研修に必要な研究会、講習会、見学会など）
- ③公衆衛生、医療、介護の普及、指導。薬事衛生の改善及び保健医療の研究。
- ④学校薬剤師活動。
- ⑤医師会、歯科医師会及び金沢区三師会との連携。
- ⑥薬業経済の安定成長、経営改善の研究。
- ⑦医薬品の販売姿勢、不当廉売、医療人・医療業務倫理についての規制・検討及び措置。
- ⑧その他目的を達成するために必要な事項。

(会員資格)

第 5 条 「**第一種会員**」（議決権：有）（会員資格：法人の代表者（但し、管理薬剤師を代理と認める））
一般社団法人 金沢区三師会の会員が在籍している金沢区内に所在する
薬局をもって組織する。

「**第二種会員**」（議決権：有）（会員資格：法人の代表者（但し、管理薬剤師を代理と認める））
一般社団法人 金沢区三師会の会員が在籍していない金沢区内に所在する
薬局をもって組織する。

「**第三種会員**」（議決権：無）

- ① 金沢区内に勤務する、あるいは居住する薬剤師で本会が認めた者
- ② 金沢区内に勤務する、あるいは居住する保険薬剤師で一般社団法人金沢区三師会立調剤薬局の当直輪番に出動を希望し、本役員会の承認を得た者
注）勤務薬局が金沢区外の場合、その勤務薬局が地域薬剤師会に入会していること。
- ③ 金沢区内に限らず、本会の事業に係わる者、本会の主旨に賛同し、役員会に於いて承認された者

(会員の義務)

第 6 条 会員は会則を遵守し、団結して会の目的達成に努力しなければならない。

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを取り役員会の承認を得なければならない。

(退会及び勧告・除名)

第 8 条 本会を退会しようとするときは、その旨を所定の書面で会長に届け出て承認を得なければならない。

2. 本会は第 6 条に反するものを、勧告あるいは総会の議を経て除名することができる。

(会費及び入会金)

第 9 条 会員は別に定める会費及び入会金を会の定める方法により支払う義務を有する。

但し、如何なる場合にも既納金は返戻されない。また、退会届を受理した月より、2 ヶ月は会費納入の義務を負う。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

- ①会長 1 名
- ②副会長 3 名以内
- ③会計 1 名
- ④理事若干名
- ⑤監事 2 名以内

(役員 of 義務)

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は本会の経理を処理する。
4. 理事はそれぞれ別に定める各部を分担し、企画運営に当たる。
5. 監事は本会の会務を監査する。また監事は役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員 of 選任)

第 12 条 会長及び監事は総会において会員のうちから選任する。

2. 副会長、会計、理事は会長がこれを指名し会員に報告しなければならない。

(役員 of 任期)

第 13 条 役員 of 任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは役員会 with 選出し、会員に報告する。なお、後任役員 of 任期は前任者 of 残任期間とする。

2. 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問及び相談役)

第14条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は役員会の議決を経て会長が委嘱し、会員に報告する。
3. 顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。
顧問及び相談役の任期は役員会の任期に準ずる。

第3章 会 議

(種 別)

第15条 本会に次の会議を置く。

①通常総会

毎年7月中とし会長が召集する。

②臨時総会

会長が認めたとき、または正会員と参加会員の5分の1以上から召集の要求があったときに会長がこれを召集する。

③役員会

役員会は役員をもって構成し、毎月1回会長がこれを召集し議長となる。
その他、会長が必要と認めたとき随時召集する。

④委員会

本会の目的を達成するため専門的に審議を要する事項が生じた場合、役員会の議を経て相当理事のもとに期間を定めて専門委員会を設けることができる。委員会は会長が委嘱し、委員会は委員の互選により委員長を選出する。委員長は会長の要請により委員会を召集運営し、役員会に経過を報告しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、総会において出席正会員、参加会員のうちから選任する。

(総会の定員数及び議決)

第17条 総会は正会員、参加会員合計数の過半数の出席がなければ開催することができない。但し、委任状は出席とみなす。総会の議決及び承認は出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

(総会の招集)

第18条 総会を招集するには総会開催日の7日前までに、議案、日時、場所を正会員、参加会員に知らさなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない。

(総会の報告義務)

第19条 会長は総会で議決または承認された事項を速やかに会員に知らさなければならない。

(総会での議決または承認事項)

第 20 条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を得なければならない。

- ①会則の変更
- ②会長と監事の選出
- ③会務並びに事業の報告及び会計報告
- ④事業計画
- ⑤会費の賦課及び負担金の決定
- ⑥その他重要な事項

第 4 章 経 費、その他

(経費及び収入)

第 21 条 本会の経費は会費、入会金、県、及び市薬剤師会からの交付金、寄付金及びその他の収入を持ってこれに充てる。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

(細則、規定、その他)

第 23 条 本会則運営上の実質的な事項については、会則に則り役員会で細則を作ることができる

第 24 条 会員の慶事、傷病、死亡及び災害に三師会慶弔規定に照らし慶弔規定を定め、祝い金、見舞金、弔慰金等を呈することができる。

第 25 条 本会則に定められていない事項が生じた場合には、これを役員会に諮り会長がこれを処理する。また、本会の運営上必要事項は役員会に諮り会長が処理する。

附 則

第 26 条 本会則は令和元年 7 月 21 日から効力を生ずる。